

船橋市住居確保給付事業実施要領

(趣旨)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(支給の手続)

第2条 住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住居確保給付金申請時確認書（第2号様式）
- (2) 規則第13条に規定する厚生労働省社会・援護局長が定める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した者は、住居を喪失している場合は、入居予定住宅に関する状況通知書（第3号様式）及び住居確保報告書（第4号様式）を、住居を喪失するおそれがある場合は、入居住宅に関する状況通知書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第3条 市は、規則第10条の規定により住居確保給付金支給の対象者であると認められた場合は、住居確保給付金支給対象者証明書（第6号様式）を、認められない場合は、住居確保給付金不支給通知書（第7号様式）を、規則第11条第1項の規定により住居確保給付金の支給額を決定する場合は、住居確保給付金支給決定通知書（第8号様式）を交付するものとする。

2 規則第12条第2項に規定する労働契約により就職した者は、常用就職届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給額の変更)

第4条 規則第11条の規定により住居確保給付金の月額が、基準額と当該生活困窮者が賃貸する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える）となった者に支給額を変更すべき事由が生じた場合の申請様式は、住居確保給付金変更支給申請書（第10号様式）とする。

2 前項の規定により提出された申請に対する支給変更決定は、住居確保給付金変更支給決定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

(支給の停止及び再開)

第5条 規則第18条に規定する職業訓練受講給付金を受ける場合は、住居確保給付金支給停止届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。ま

た、支給停止が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給停止通知書（第13号様式）により通知するものとする。

- 2 職業訓練給付金の受給期間が終了する場合の届出様式は、住居確保給付金支給再開届（第14号様式）とし、支給再開が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給再開通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（支給の中止）

第6条 規則第12条第2項又は第15条の規定により住居確保給付金の支給を止める場合は、住居確保給付金支給中止通知書（第16号様式）により通知するものとする。

（支給期間の延長）

第7条 規則第12条の規定により引き続き住居確保給付金を支給することが就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（第17号様式）を市長に提出しなければならない。また、期間延長又は期間再延長が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（第18号様式）により通知するものとする。

（資料の提供等）

第8条 法第22条に規定する資料の提供等は、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）（第19号様式）により求めるものとする。

（審査請求）

第9条 住居確保給付金に関する決定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）上の処分に該当し、当該処分に不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができる。ただし、住居確保給付金に関する不作為については、市長に対して不作為に係る審査請求を行うことができる。

- 2 審査請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内とする。

- 3 市長は、住居確保給付金に関する処分を行う場合には、処分の相手方（申請者）に対し、市長に審査請求ができる旨及び審査請求ができる期間を書面で教示（通常は決定通知に記載）しなければならない。併せて、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日より施行する。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日		年 月 日 満（ ）歳			
③電話番号			④性別		男・女
申立事項	⑤2年以内に離職したこと				
	離職時期				
	離職した事業所				
	⑥離職前に世帯の生計を主として維持していたこと				
	離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況				
	⑦次の（1）又は（2）のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）				
	（1）住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
（2）住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所					
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	
<small>※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。</small>					
<p>上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。</p> <p>私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。</p> <p>また、裏面の注意事項について、同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">船 橋 市 長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印</p>					

記名押印又は署名

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(第1号様式)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等は実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

____年 ____月 ____日

船 橋 市 長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

記名押印又は署名

申請者氏名 _____

印

当初申請時

① 添付書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本人確認書類
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写しのいずれかの写し2 離職関係書類
2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し3 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し4 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し |
|---|

② 追加提出書類

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 求職申込関係書類
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し2 入居(予定)住宅関係書類<ol style="list-style-type: none">(1) 住宅喪失者
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(第3号様式)(2) 住宅喪失おそれ者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(第5号様式) |
|--|

入居予定住宅に関する状況通知書

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

船 橋 市 長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

印

(代表者の生年月日)

年 月 日

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、船橋市における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の () 内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください

初期費用			
(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座				
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	刀ガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	刀ガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	刀ガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	刀ガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
口座番号				

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名

印

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の13(3)I.暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(第3号様式)、(第5号様式)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(第3号様式)、(第5号様式)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

船 橋 市 長 様

年 月 日

フリガナ

氏名.....印

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金（住宅入居費）（船橋市社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 （資金振込日）	年 月 日
-----------------------	-------

（注意事項）

- この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
- 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に自立相談支援機関に相談してください。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
 また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

船橋市長様

年 月 日

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

印

（代表者の生年月日） 年 月 日

（所在地）〒

（担当者等）氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13（3）I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数（名）
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、船橋市における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座

（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、船橋市、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名.....印

住所.....

電話番号.....

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を船橋市に提出してください。

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第7の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（第3号様式）、（第5号様式）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（第3号様式）、（第5号様式）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

機関名.....船 橋 市.....

代表者名.....印

.....(担当).....

.....(電話番号).....

本人関係

フリガナ	
氏名	
生年月日	
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に船橋市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第
年 月 日 号

様

船橋市長

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第9号様式）」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、船橋市に申し出てください。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に船橋市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

常用就職届

私は、就職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

船 橋 市 長 様

年 月 日

刀がナ

氏名.....印

住所.....

電話番号.....

就職先

刀がナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、支給変更申請します。

年 月 日

船 橋 市 長 様

フリガナ

氏 名 印

住 所

生年月日

電話番号

変更理由

変更理由	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・家賃が別添の契約書のとおり変更となったため。・貸主の責による転居のため <p>(現在居住している賃貸住宅は__月__日に退去します)</p>
------	---

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（第5号様式）
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

第 年 月 日 号

様

船橋市長

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更支給額 月額 円
- 2 変更後の家賃に対する支給期間
年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 変更理由
- 4 対象となる住宅 名称
所在地

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に 船橋市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

船橋市長様

年 月 日

刀がナ

氏名.....印

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書（該当） 交付年月日	年 月 日
申請番号	
訓練開始(予定)日	年 月 日
訓練修了(予定)日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の写し
選考結果通知書の写し

第 号
年 月 日

様

船橋市長

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を船橋市に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を船橋市に提出して下さい。
- 3 訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に船橋市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、届け出ます。

住居確保給付金の支給再開を希望します。

船 橋 市 長 様

年 月 日

カガナ

氏名.....印

住所.....

.....
生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた 支給単位期間の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う 支給単位期間の末日	年 月 日

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

第 号
年 月 日

様

船橋市長

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給再開時期 年 月分（ 年 月家賃相当分）から
年 月分（ 年 月家賃相当分）まで

第 号
年 月 日

様

船橋市長

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日付け船地第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に船橋市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）						
フリガナ						
①氏名						
②生年月日	年	月	日	満（	）	歳
③電話番号				④性別	男・女	
申立事項	⑤期間（再）延長が必要な理由					
申立事項	⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
	フリガナ					合計
	氏名					
	続柄	本人				
	性別					
	生年月日					
	収入（月額）	円	円	円	円	円
	預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。						
<p>私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。</p> <p>私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。</p> <p>また、裏面の注意事項について、同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">船 橋 市 長 様</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 申請者氏名 印 </div>						

記名押印又は署名

第 号
年 月 日

様

船橋市長

住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 支給額 | 月額 | 円 |
| 2 | 支給期間 | 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで | |
| 3 | 支給方法 | 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 | |
| 4 | 支給対象となる住居 | 名称
所在地 | |

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第9号様式）」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、船橋市に申し出てください。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に船橋市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において船橋市を代表する者は船橋市長となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 年 月 日
号

様

船橋市長

生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）

生活困窮者自立支援法第22条に基づき、住居確保給付金の支給に関して必要がありますので、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当市において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

1. 対象者
2. 内容

（参考）生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

（資料の提供等）

第22条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。